

## 「かながわ消防団応援の店」登録事業実施要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、神奈川県内の消防団員の確保及び加入を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的として実施する、県内の消防団員及び家族等に対するサービス等の提供を行う「かながわ消防団応援の店」（以下「応援の店」という。）登録事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1）団員

消防組織法第19条に規定する消防団員のうち、県内の消防団に所属する者

#### （2）家族等

第9条第1項で定めるかながわ消防団応援の店消防団員・家族カード（以下「団員カード」という。）に署名した者（同居する家族1名に限る。）並びに、応援の店がサービス等の提供を認める団員の家族及び同伴者

#### （3）サービス等

応援の店が提供する施設の利用料金又は商品価格の割引、記念品等の進呈その他応援の店が実施する各種サービス

### （事業主体）

第3条 この事業は、神奈川県（以下「県」という。）及び公益財団法人神奈川県消防協会が相互に協力して実施するものとする。

### （サービス等の提供範囲）

第4条 サービス等の提供範囲は、団員及び家族等とする。ただし、団員カードに署名した者以外への提供範囲については、応援の店が任意に定めるものとする。

### （応援の店の役割）

第5条 応援の店は、自らの責任のもとで、団員及び家族等に対し、サービス等の提供を行うものとする。

2 応援の店は、県が行う消防団に関する事業の広報（チラシの配架、ポスターの掲示等をいう。）に、協力するよう努めるものとする。

### （応援の店の登録）

第6条 応援の店の登録を希望する店舗、企業及び施設等（以下「店舗等」と

いう。)は、かながわ消防団応援の店登録申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を、知事に提出するものとする。

2 前項の申込書の提出は、店舗ごとに提出することを原則とするが、店舗が複数ある場合で知事が必要と認める場合は、この限りでない。

3 知事は、申込みの内容を精査し、適当と認める店舗等を応援の店に登録する。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する店舗等については、登録を行わない。

- (1) 公序良俗に反する者
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる者
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関わっている者
- (4) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団、又は、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等である者
- (5) 地域住民の利益を害すると認められる者
- (6) その他、知事が公益上登録しないことが適当と認める者

(表示証の交付等)

第7条 知事は、前条により登録したときは、申込者にかながわ消防団応援の店登録決定通知書(第2号様式)及び表示証(第3号様式)を交付する。

(表示証の掲示等)

第8条 応援の店は、原則として店舗の見やすい場所に表示証を掲示するものとする。

2 応援の店は、自ら作成するパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページその他の広告等に表示証のデザインを掲載することができる。

(団員カードの交付等)

第9条 県は、市町村を経由して、団員に対し団員カード(第4号様式)を交付する。

2 団員は、所属する消防団を退団する場合、速やかに団員カードを破棄するものとする。

(団員カードの提示等)

第10条 団員は、団員カードの提示又は応援の店が定める方法により団員であることを証明することにより、応援の店でサービス等の提供を受けることができるものとする。

2 団員は、交付を受けた団員カードについて、同居する家族のうち、団員カードに署名した1名に限り、利用させることができる。この場合の家族1名においては、前項の規定を準用する。

( 応援の店の情報の公表 )

第 11 条 県は、応援の店の名称及びサービス内容等について、県ホームページ等に掲載するものとする。

( 登録の変更・廃止 )

第 12 条 応援の店は、店舗の名称、所在地、提供するサービス等を変更する場合又は応援の店の登録を廃止する場合は、かながわ消防団応援の店情報変更・廃止届（第 5 号様式）により、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 第 6 条第 2 項の規定により、複数の店舗をまとめて申し込んだ企業は、前項の届出の際に登録店舗の一覧（任意様式）を併せて県に提出するものとする。

( 登録の取消し )

第 13 条 知事は、応援の店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき又は第 6 条第 3 項第 1 号から第 6 号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、登録を取り消すものとする。

( 表示証の処分等 )

第 14 条 第 12 条又は前条の規定により登録を廃止又は取り消された店舗等は、速やかに表示証を処分するとともに、応援の店としての登録が継続しているとの誤解を与えないよう、速やかに必要な対応をとらなければならない。

( 雑則 )

第 15 条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

申込日 年 月 日

神奈川県知事 殿

かながわ消防団応援の店登録申込書

地域防災力の充実強化のため消防団の応援に取り組む「かながわ消防団応援の店」として登録したいので、次のとおり申し込みます。

ふりがな	
店舗等の名称	(業種：飲食・販売・宿泊・その他( ))
所在地	〒 -
ふりがな	
代表者氏名等	(役職名： )
担当者 (申込者) 部署名・氏名	部署名： 氏名：
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
ホームページ アドレス	
営業時間 (24時間表示)	時 分～ 時 分 ( 8時30分～17時15分で連絡可能な時間帯 時 分～ 時 分 )
定休日	
提供するサービス 等の内容	(対象者： )
備考	
本事業所は、要綱第6条第3項の(1)～(5)に該当する店舗等ではないことを宣誓します。 はい  いいえ	

(記入例1)

提供するサービス等の内容	(対象者：団員カード提示者) 会計額から %割引
備考	一部商品は除く

(記入例2)

提供するサービス等の内容	(対象者：団員カード提示者及び同伴者) ドリンク 杯無料
備考	他のサービス券等との併用不可

印のついた項目については、県HP等で公開する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

第2号様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

かながわ消防団応援の店登録決定通知書

貴店舗等を、かながわ消防団応援の店として登録したので通知します。

登録番号 （登録番号）

企業・店舗名（企業名等）

登録日 年 月 日

神奈川県知事 氏名 印

第3号様式（第7条関係）

（用紙 縦 10 センチメートル 横 10 センチメートル）



第4号様式（第9条関係）（表）

（用紙 縦 54 ミリメートル 横 86 ミリメートル）



（裏）

見本	
消防団	(分団・本部)
団員氏名(署名)	神奈川 太郎
同居家族氏名(署名)	神奈川 花子
<small>《注意事項》 ※同居の家族1名に限ります。</small>	
<small>1 かながわ消防団応援の店登録店舗でこのカードを提示してください。カードを提示しない場合、サービスを受けることができません。</small>	
<small>2 このカードは署名した消防団員及び家族本人のみ有効となります。他人への譲渡や貸与等はできません。</small>	
<small>3 消防団を退団した場合、このカードは速やかに破棄してください。</small>	
お問い合わせ先	神奈川県安全防災局安全防災部消防課 TEL 045-210-3444 公益財団法人 神奈川県消防協会 TEL 045-201-1421

第5号様式（第12条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

神奈川県知事 殿

店舗等の名称 \_\_\_\_\_  
登録番号 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

かながわ消防団応援の店登録情報変更・廃止届

かながわ消防団応援の店登録情報の変更（取消し）をしたいので、次のとおり届け出ます。

（変更（取消）理由）

（変更内容）

事務担当所属名 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_  
連絡先電話 \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

備考 届出を行う店舗が複数ある場合は、代表店舗がまとめて届出書及び店舗一覧を知事に提出してください。